

科目「更生保護制度」

[具体的な受験勉強の進め方]

・図表：出題基準等一覧表

更生保護制度			
大項目	中項目	例示	出題実績
1 更生保護制度の概要	1 制度の概要	意義／歴史／更生保護法制／刑事司法・少年司法と更生保護／他	☆☆☆☆☆
	2 保護観察	目的／方法／対象／内容／運用状況／他	☆☆☆☆
	3 生活環境の調整	目的／機能／手続き／関係機関との連携／他	
	4 仮釈放等	仮釈放と仮退院／意義／許可基準／手続き／他	
	5 更生緊急保護	目的／対象／期間／内容／手続き／他	☆☆
2 更生保護制度の担い手	1 保護観察官	役割／任用と配属／他	
	2 保護司	使命／役割／身分／組織／他	☆☆☆
	3 更生保護施設	運営主体／役割／他	
	4 民間協力者	更生保護女子会／BBS会／協力雇用主／他	
3 更生保護制度における関係機関・団体との連携	1 刑事司法・少年司法関係機関との連携	裁判所・検察庁・矯正施設との連携／他	
	2 就労支援機関・団体との連携	保護観察所、矯正施設、公共職業安定所、協力雇用主／他	
	3 福祉機関・団体との連携	福祉事務所・児童相談所／他	
	4 その他の民間団体との連携	日本司法支援センター（法テラス）、自助グループ、被害者支援団体／他	
4 医療観察制度の概要	1 制度の概要	目的、導入の経緯、対象者、処遇の流れ、保護観察所の役割／他	
	2 審判の手続きと処遇内容	精神保健審判員、精神保健参与員、生活環境の調査・調整、精神保健観察／他	
	3 社会復帰調整官	役割、任用と配属／他	☆☆
	4 関係機関・団体との連携	-	
5 更生保護における近年の動向と課題	1 近年の動向と課題	刑務所出所者等総合的就労支援対策、各種処遇プログラムの導入、高齢者・障害者等の社会復帰・再犯防止施策、更生保護のあり方を考える有識者会議等／他	

コメントの追加 [機原1]: ・出題基準に示されている出題範囲から、過去の実績を踏まえ、まずは5割得点(2~3点)に向けて、過去問を使用しながら最も出題されている出題基準中項目から順に解説を行っていきます。
・その後、6割、7割獲得を目指す方は、他の出題基準中項目の内容についても自習を深めていきましょう。
*尚、この科目は配点4点科目ですから、何点取るか(科目「就労支援サービス」と一体的に考えて、くれぐれも深入りしすぎないようにするとよいでしょう(他の科目との連絡関係もほとんどないので、ガンバリが報われにくいことも考慮しておきましょう)。

[過去問選択肢から見た頻出出題項目の検討]

I. 出題実績第1位 (「更生保護制度の概要 (意義/歴史/更生保護法制/刑事司法・少年司法と更生保護/他)」) の検討

(*この項目範囲が圧倒的に出題されています (出題実績第2位~4位も大きくはこの範囲内となっていますので、この項目及びその射程範囲の内容を理解することが何よりも求められるでしょう。)

[概説]

- 更生保護は、国が所管する刑事施策 (行政施策の1領域) の1つであり、元来、Q01 が強い領域であることもあり、国民や地域社会の理解が十分でない一方、保護司等民間有志への依存が大きく制度の脆弱化していると言われている。
 - 更生保護に関する事務は、法務省 (本省) に設置される Q02、法務省の地方支分部局に設置される Q03 及び Q04 で行われる。
- 犯罪者の処遇については、①「Q05」という施設内処遇と、②「更生保護」という Q06 に大別される。
- 更生保護制度は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、①再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が Q07 として自立し、改善更生することを助けるとともに、②恩赦の適正な運用を図るほか、③犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、Q08 を保護し、Q09 を増進することを目的とする (法第1条)。
- 更生保護の主たる内容は、①仮釈放、②保護観察、③身体の拘束を解かれた者に対する更生緊急保護、④恩赦、⑤犯罪予防活動である。

[仮釈放・保護観察]

*参考:「保護観察に至る流れ」で概要を把握しましょう。

<保護観察に至る経緯>

- 罪を犯した者は、成人の場合は普通裁判所による裁判によって、少年の場合は原則として家庭裁判所の審判によって裁きを受ける。

(少年の場合 (少年法))

- 少年法では、**非行**を犯した少年に対しては、できるかぎり処罰ではなく、Q10 によって更生をはかることを目指している。
- 審判に付すべき少年は、①犯罪少年 (14歳以上20歳未満の罪を犯した少年)、②触法少年 (14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年)、③虞犯少年 (20歳未満で一定の事由があって、将来、罪を犯す虞のある少年) である。
 - ①犯罪少年は、通常、警察に補導され、検察庁を経て家庭裁判所に送致される (多くは在宅送致)。
 - 14歳以上16歳未満の少年は、検察官への逆送により、刑事裁判での処罰を受ける場合がある (通常は家庭裁判所での審判)。
 - 16歳以上で重大事件 (罰が死刑、無期・15年以上の懲役・禁固等の刑) を犯した少年は、検察官へ逆送され刑事処分を受ける。

コメントの追加 [桃原2]: Q01: 密行性

コメントの追加 [桃原3]: Q02: 中央更生保護審査会

コメントの追加 [桃原4]: Q03: 地方更生保護委員会

コメントの追加 [桃原5]: Q04: 保護観察所

コメントの追加 [桃原6]: Q05: 矯正

コメントの追加 [桃原7]: Q06: 社会内処遇

コメントの追加 [s8]: Q07: 善良な社会の一員

コメントの追加 [s9]: Q08: 社会

コメントの追加 [s10]: Q09: 個人及び公共の福祉

コメントの追加 [桃原11]: ・非行とは、法律や社会倫理規範等からの逸脱行動をいう。

コメントの追加 [桃原12]: Q10: 教育的手段

* 実刑が下されると、16 歳までは少年院、16 歳以後は少年刑務所で受刑する。

・ ②触法少年（14 歳未満）は、通常、警察に補導され、児童相談所に通告された後、指導・措置（児童自立支援施設等への入所等）がなされる（児童福祉法上の措置が優先）。

・ ③虞犯少年については、

・ 14 歳未満の少年は、児童福祉法上の措置が優先される。非行内容が重大かつ少年本人が事件を否認しているときは都道府県知事（児童相談所所長の報告を経て）から家庭裁判所に送致される。

・ 14 歳以上 18 歳未満の少年は、児童福祉法上の措置、または家庭裁判所への送致となる。

・ 18 歳以上の少年は、家庭裁判所に送致される。

・ ②触法少年、③14 歳未満の虞犯少年について、非行内容が重大かつ少年自身が事件を否認している時は、都道府県知事（児童相談所長）は家庭裁判所に事件を送致し審判が行われる。

08. 少年事件においては、死刑をもって処断すべきときは無期刑が科されるが、18 歳以上であればそのまま死刑が科されることもある。

09. 家庭裁判所は、概ね Q11 歳から少年院送致の保護処分を行うことができる（14 歳未満の少年については特に必要と認める場合に限る）。

・ 家庭裁判所は、保護観察処分を受けた少年が処分内容（遵守事項等）に従わずその程度が重くして保護観察所長から申請があった場合、当該保護処分では本人の改善及び更生を図ることが出来ないと認めるときは、決定をもって児童自立支援施設送致又は少年院送致の保護処分を行う。

・ 家庭裁判所は、一定の重大事件にかかる少年事件の審判について、Q12（捜査のために少年の身柄を保全する措置（少年鑑別所送致等）の決定を行うことができる。

・ 身柄を拘束された少年に対しては、国費で Q13（弁護士）を付することができる。

10. 警察官は、②触法少年であると疑うに足る相当の理由がある者を発見した場合、必要があるときは調査権を行使する（質問、証拠の押収、搜索等）ことができる。

・ 警察官は、調査権行使の結果、一定の重大事件にかかる刑罰法令に触れる行為を行ったと料するときは、調査書類とともに事件を児童相談所長に送致する。

（少年院・少年鑑別所）

11. 少年院とは、保護処分の執行を受ける者、懲役・禁固の刑の執行を受ける者等を収容し、矯正教育その他の必要な処遇（改善更生及び円滑な社会復帰を図ることを目指した処遇）を行う施設である。

・ 少年院では、①適切な処遇と再非行防止に向けた処遇の充実、②社会に開かれた施設運営の推進（矯正教育制度の法定化、社会復帰支援の実施、少年の権利義務・職員の権限の明確化、保健衛生・医療の充実、不服申立制度の整備等）が図られている（新少年院法（H26 年 6 月改正））。

・ 少年院には、Q14（委員（人格高潔で少年の健全な育成に関する識見を有し施設運営の改善向上に熱意を有する者、法務大臣任命）7 名以内）が設置されている。

・ 委員会では、視察、面接、少年から提出された書面の確認、施設長から提供される情報等を基に、施設運営の状況を把握し、施設長に対して Q15 を述べる。

・ 少年院の種類は 4 種類（第 1 種～第 4 種）あり、在院者の法的地位、心身の障害の程度、犯罪的傾向、年齢に応じて収容する。

コメントの追加 [桃原13]: ・ 虞犯とされる事由…①保護者の正当な監督に服しない性癖があること、②正当な理由なく家庭に寄り付かないこと、③犯罪性のある者若しくは不道徳な者と交際し、またはいかかわしい場所に入りすること、④自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖があること、のいずれかの事由に該当し、その性格または環境に照らし、将来的に罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為を行う虞のあること

コメントの追加 [桃原14]: Q11 : 12（歳）

コメントの追加 [桃原15]: Q12 : 観護措置

コメントの追加 [桃原16]: Q13 : 付添人

コメントの追加 [桃原17]: Q14 : 少年院視察委員会

コメントの追加 [桃原18]: ・ 少年鑑別所にも、同じく少年鑑別所視察委員会が設置されている。

コメントの追加 [桃原19]: Q15 : 意見

コメントの追加 [桃原20]: ・ 1 種～3 種は保護処分を受ける者を収容（1 種→3 種へと‘厳しさ’が増す）、4 種は刑の執行を受ける者を収容）する。

12. 少年鑑別所とは、**鑑別**対象者の鑑別、観護措置となった者の収容等を行い、必要な観護処遇（観護処遇の原則）を行い、非行及び犯罪の防止に関する援助を行う施設である。
- ・少年鑑別所の役割は、鑑別・観護処遇・地域社会への知見還元である（少年鑑別所法（H26年制定）一少年法から独立）。
 - ・観護処遇の原則とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識・技術を活用し、在所者に対して懇切にして誠意ある態度をもって接することにより情操の保護に配慮しつつ、特性に応じた働きかけを行うことにより健全な育成に努めるという原則である。
 - ・少年鑑別所長は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長、刑事施設の長からの求めに応じて、鑑別を行う。

コメントの追加 [桃原21]: ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学等の専門的知識に基づいて非行の背景を明らかにし、改善のため適切な指針を示すことをいう（「鑑別結果通知書」にまとめられる）。

（成人の場合）

13. **検察官に起訴**され、普通裁判所による審理の後、確定判決の内容によって、刑が定められる。

コメントの追加 [桃原22]: ・検察官は、犯罪の成否、処罰の要否などを考慮して起訴する（起訴便宜主義）。

〈仮釈放〉

14. 仮釈放（仮退院）等は、**Q16**が、刑事施設、少年院や婦人補導院に収容され懲役刑（禁固刑）に処せられている受刑者で更生が期待できる（**改悛の状があるとき**）者について、刑期満了前に一定の条件付で釈放し、円滑な社会復帰を図ることを目的として行う処分である。
- ・**Q16**とは、仮釈放等の許否を判断する機関であり、法務省の地方支分部局として**全国 8 ヲ所**に置かれている（3人以上15人以内の委員で構成。事務局には保護観察官が配置される）。
 - ・**改悛の状があるとき**とは、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再犯のおそれがなく、かつ、保護観察に付すことが改善更生のために相当であるとき、である。
15. 仮釈放は、懲役又は禁錮に処せられた者について、有期刑についてはその刑期の3分の1を、無期刑については10年を経過した後、行政官庁の処分によって行うことができるとされている（刑法第28条）。
16. 仮釈放の手続きは、保護観察所長が、矯正施設長から収容中の者の**身上関係事項の通知**を受け、生活環境の調整を行うとともに、その間に法的期間が経過し、**Q16**にその通知がなされ、審理が開始され決定が行われる、という流れとなる。
17. 仮釈放を許された者は、仮釈放の期間中、保護観察に付される（更生保護法第40条）。
18. **Q17**とは、拘留の刑（1日以上30日未満の期間、刑事施設において身柄を拘束し自由を奪う刑罰）により刑事施設に収容されている者または罰金又は過料を完納できず労務場に留置されている者について、期間満了前に釈放することをいう（保護観察に付されず、取り消しもない）。

コメントの追加 [桃原23]: Q16：地方更生保護委員会

コメントの追加 [桃原24]: ・札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の8 ヲ所。

コメントの追加 [桃原25]: Q17：仮出場

〈保護観察〉

（保護観察官）

19. 保護観察官は、保護観察所（全国50 ヲ所）と地方更生保護委員会（全国8 ヲ所）の更生保護に関する所掌事務を行う事務局に配置される国家公務員（法務省法務事務官）である。
20. 保護観察官は、**援助者の一面と権力の執行者としての一面**を兼有する（ダブルロール（一人二役）が課されている）。
21. 保護観察は、保護観察官が直接行う場合と指名された保護司が行う場合があり、いずれの場合も協働態勢が

とられている。

(保護司)

22. 保護司とは、社会奉仕の精神をもって、犯罪を犯した者及び非行のある少年の改善更生を助け、犯罪予防のための世論啓発等を行うことを使命とする法務大臣から委嘱を受けた無給の民間ボランティアである。
- ・保護司の身分は、任期2年（再任可）の非常勤の一般職国家公務員である（守秘義務適用、国家公務員災害補償制度適用、実費弁償費の支払対象）。
 - ・保護司は、法務大臣が都道府県の区域を分けて定める保護区に配置される（全国で 52,500 人を超えない員数とされている）。
 - ・保護司は、保護観察官の職務を補うものとして、地方更生保護委員会又は保護観察所長の指揮監督を受ける。
 - ・保護司の職務は、①対象者の改善更生を助け、犯罪予防のための啓発及び宣伝活動（地方公共団体の施策への協力・民間犯罪予防活動団体への協力等）を行う（保護司法に定める職務を行う）。

(保護観察)

23. 保護観察は、本人の住所地を管轄する保護観察所が司る。
- ・保護観察所は刑事政策を担う国家機関であり、国が地方支分部局として設置されている。
24. 保護観察とは、犯罪者や非行少年本人に、本来 **Q18** があることを認めた上で、就職または定住等に関する **Q19** を行うとともに、善行の保持等を **Q20** しながら改善更生を図ることで、再犯を防ぎ、非行をなくすように社会内処遇を進めるものである。
- ・**Q19** とは、保護観察における援助的・福祉的な側面である（自立した生活を営むことができるよう個別の問題について相談援助に取り組む）。
 - ・**Q19** の方法は、①宿泊場所（適切な居住場所等）を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助ける、②医療及び療養を受けることを助ける、③職業を補導し就職を助ける、④教養訓練の手段を得ることを助ける、⑤生活環境を改善・調整しつつ必要な生活指導を行う、⑥社会生活に適応させるために必要な生活指導を行う、⑦健全な社会生活を営むために必要な助言その他の措置をとる、等である。
 - ・**Q20** とは、保護観察における権力的・監督的な側面である。
 - ・**Q20** の方法は、①面接等により対象者と接触を保ちその行状を把握する、②対象者が遵守事項を遵守し生活行動指針に即して生活し行動するように必要な指示等の措置をとる、③特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施する、等である。
25. 保護観察の対象者は、①保護観察処分少年（更生保護法第 48 条第 1 号）、②少年院仮退院者（更生保護法第 48 条第 2 号）、③仮釈放者（更生保護法第 48 条第 3 号）、④保護観察付執行猶予者（更生保護法第 48 条第 4 号）、⑤婦人補導院仮退院者（売春防止法第 25 条）である。
- ・一定の要件を満たす初入者、薬物事犯累犯者に対しては、**Q21**（1 年以上 5 年以下）が認められる。
 - ・初入者には保護観察に付することができる。
 - ・薬物事犯累犯者には必ず保護観察が付される（薬物再乱用防止プログラムの受講、医療機関への受診指示（本人の意思に反しない限度で）等が可能となる）。
26. 保護観察では、社会内処遇である一方、社会の居場所がない（無住居、頼るべき血縁者がいない等）者を一定期間宿泊させ、居室・食事の提供等を行う **Q22** も設置されている。

コメントの追加 [機原26]: Q18 : 自助の責任

コメントの追加 [機原27]: Q19 : 補導援護

コメントの追加 [機原28]: Q20 : 指導監督

コメントの追加 [機原29]: Q21 : 刑の一部執行猶予

コメントの追加 [機原30]: Q22 : 更生保護施設

27. 保護観察では、Q23として、保護観察対象者が適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないために、その改善更生が妨げられる場合には公共の衛生福祉に関する機関等から必要な援助が得られるように援護する場合がある。

コメントの追加 [機原31]: Q23 : 応急の救護

28. 保護観察対象者は、一般遵守事項と特別遵守事項を遵守しなければならない。

コメントの追加 [機原32]: ・得られない場合は、保護観察所長は、予算の範囲内で自ら救護を行う。

- ・一般遵守事項は全ての保護観察対象者に求められ、特別遵守事項は必要に応じて個別に定められる。
- ・特別遵守事項は、保護観察所長又は地方更生保護委員会が定める。

コメントの追加 [機原33]: Q24 : 不良措置

・違反者には、家庭裁判所への申請による施設送致、刑事施設への収容等のQ24がとられる。

コメントの追加 [機原34]: Q25 : 良好措置

・良好者には、保護観察解除・仮解除、退院、不定期刑に終了等のQ25がとられる。

・一般遵守事項の内容（要約）：

コメントの追加 [機原35]: Q26 : 7（日）

- ・再犯・非行をなくすべく健全な生活態度を保持すること、○指導監督を誠実に受けること（呼出・面接を受けること、求めに応じて生活実態を申告（事実証明資料の提示等）すること）、○速やかに住居を定め届け出るとともに実際に居住すること、○転居またはQ26日以上旅行をするときは予め許可を受けること、等。

・特別遵守事項の内容（要約）：

- ・犯罪または非行に結び付く虞のある特定の行動をしてはならないこと、○健全な生活態度を保持するために必要と認められる特定の行動を実行し維持すること、○指導監督を行うために事前に把握しておくことが特に重要と認められる特定事項（7日未満の旅行、離職、身分関係の異動等）について予め申告すること、○特定の犯罪的傾向を改善するためのQ27を受取ること、○一定期間宿泊（Q28（民間更生保護施設での受け入れが困難な者を受け入れる国立の施設）等）して指導監督を受けること、○社会的活動（公共的な場での清掃、社会福祉施設での介護補助活動等）を一定時間行うこと、等。
- ・Q27として、①性犯罪者処遇プログラム、②暴力防止プログラム、③飲酒運転防止プログラム、④薬物再乱用防止プログラム、が用意されている。

コメントの追加 [機原36]: Q27 : 専門的処遇プログラム

コメントの追加 [機原37]: Q28 : 自立更生促進センター

（生活環境の調整）

29. Q29とは、対象となる者に対する住居、職場、学校、家族、地域などの状況を指し、直接または間接に影響を及ぼすものであり、社会復帰の基礎につながるものである。

コメントの追加 [機原38]: Q29 : 生活環境

30. 生活環境の調整とは、○保護観察における補導援護として、○刑事施設等収容中の者に対するものとして（仮釈放の前提として）、③保護観察付執行猶予者の裁判確定前におけるQ30として、保護観察官（または保護司）が行う。

コメントの追加 [機原39]: Q30 : 更生緊急保護

- ・生活環境の調整は、刑事施設長、少年院長からその者の帰住予定地を管轄する保護観察所長に対して心情関係事項の通知によって開始される（地方更生保護委員会が仮釈放の許否審理のために求める場合もある）。
- ・生活環境の調整の状況は、地方更生保護委員会、刑事施設長、少年院長に通知され、仮釈放・仮退院等の審理における資料、刑事施設内での処遇、少年院での矯正教育の参考資料となる。
- ・地方更生保護委員会では、収容中の者に対する生活環境の調整について、保護観察所長に対する指導・助言、複数保護観察所間の連絡調整、必要に応じて面接等の方法により調査を行うことができる。

31. Q30とは、刑務所からのQ31、少年院退院者等が、親族からの援助が受けられず、もしくは公共の衛生福祉に関する機関等からの保護が不十分な場合等に行われる保護をいう。

コメントの追加 [機原40]: Q31 : 満期釈放者

- ・ Q30 は、その対象者が刑事手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、Q32 カ月を超えない範囲（特に必要な場合はさらに Q32 カ月を超えない範囲）において、対象者の Q33 に限り行う。
- ・ Q30 の実施は、保護観察所長が必要と認めたとときに限り、自ら行う（または更生保護事業を営む者等に委託して行う）。
- ・ Q30 の内容は、金品の給与・貸与、宿泊場所の提供・帰住の手助け、医療・療養の手助け、就職・教育訓練の手助け、職業補導、社会生活適応のための生活指導、生活環境改善・調整等である。

コメントの追加 [機原41]: Q32 : 6 (ヵ月)

コメントの追加 [機原42]: Q33 : 意に反しない場合

[恩赦他]

<恩赦>

- 恩赦とは、Q34 の作用によって、確定裁判の内容を変更させ、その効力を変更もしくは消滅させる、または国家刑罰権を消滅させる行為をいう。
- 恩赦は、①法の画一性に基づく具体的不適性の矯正、②事情の変更による裁判の事後変更、③他の方法をもっては救い得ない誤判の救済、④有罪言渡しを受けた者の事後の行状に基づく Q35 な裁判の変更もしくは資格の回復、の4つの機能をもつ。
 - ・ 恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び Q36 がある。
 - ・ 大赦とは、政令で定めた罪について、有罪の言渡しを受けた者にその効力を失わせ、未だ有罪の言渡しを受けない者には公訴権を消滅させる行為をいう。
 - ・ 特赦とは、有罪の裁判が確定した者に対し有罪の言渡しの効力を失わせる行為をいう。
 - ・ Q36 とは、有罪の言渡しを受けたことによる Q37 を回復させるものである。
 - ・ 恩赦には、政令によって一律に行われる政令恩赦（大赦、減刑、復権）と特定の者に対して個別に審査して行われる Q38 （特赦、減刑、刑の執行の免除、復権）がある。
 - ・ Q38 については、Q39 が法務大臣に対してその実施についての申出等の権限を有する。

コメントの追加 [機原43]: Q34 : 行政権

コメントの追加 [機原44]: Q35 : 刑事政策的

コメントの追加 [機原45]: Q36 : 復権

コメントの追加 [機原46]: Q37 : 資格制限

コメントの追加 [機原47]: Q38 : 個別恩赦

コメントの追加 [機原48]: Q39 : 中央更生保護審査会

<犯罪被害者支援>

- 犯罪被害者等基本法では、基本理念として、①すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等がおかれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする、③犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講じられるものとする、を掲げている。
- 更生保護における犯罪被害者等施策として、①仮釈放等審理における Q40、②保護観察対象者に対する心電伝達制度、③更生保護における被害者等通知制度（加害者の処遇状況等に関する通知）、④犯罪被害者等に対する相談・支援、の4施策が設けられている。
- 保護観察所には、被害者担当官及び被害者担当保護司が配置され犯罪被害者等施策を実施している（保護観察事件及び生活環境調整事件は担当しない）。

コメントの追加 [機原49]: Q40 : 意見等聴取制度

~~~~~近年の動向~~~~~

〈刑の一部執行猶予制度〉

- ・ 刑法改正（2013（H25）年）により刑の一部執行猶予制度が導入されている。
- ・ 刑の一部執行猶予制度とは、初入者又は薬物事犯累犯者で一定の要件を満たす者について、1年以上5年以下の期間、その刑の一部について執行を猶予するものである。
  - ・ 薬物事犯累犯者については、保護観察の充実強化が図られている（薬物再乱用防止プログラムの受講、保護観察下での特別遵守事項の厳守等）。
  - ・ 本人の意思に反しない限り、保護観察官、保護司は医療機関等への受診の指示を行うことができる。

〈特定少年〉

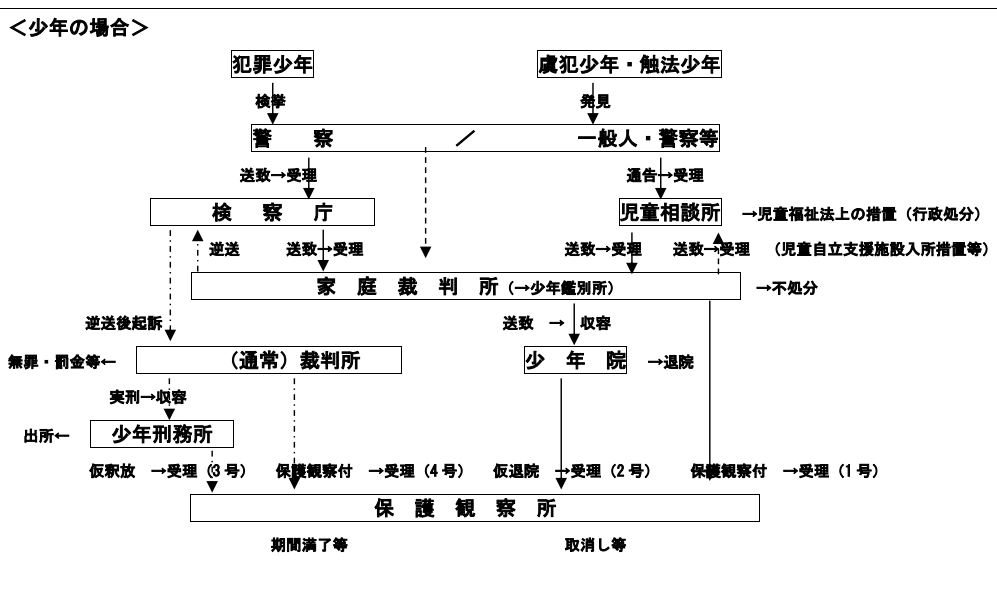
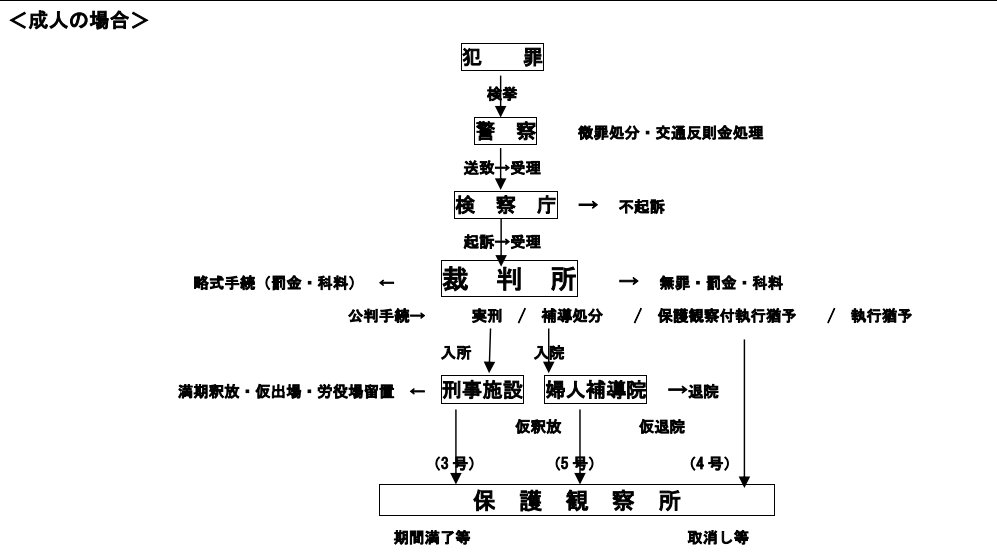
- ・ 特定少年とは、非行を犯した18・19歳の少年をいう（少年法改正（2021（R3）年））。
- ・ 特定少年は、少年法が適用され、全ての事件が家庭裁判所に送致され処分が決定される。
- ・ 特定少年の保護処分は、家庭裁判所が、少年院送致、2年間の保護観察（遵守事項違反による少年院収容が可能）、6ヵ月の保護観察から、犯した罪の責任を超えない範囲内でいずれかを選択する。
- ・ 特定少年の逆送対象事件は、16歳以上少年時に犯した故意の犯罪により被害者を死亡させた事件、死刑、無期又は短期（法定刑の下限）1年以上の懲役・禁固に当たる事件（現住建造物等放火罪、強制性交等罪、強姦罪、組織的詐欺罪等）である。
- ・ 特定少年の逆送・起訴事件の刑事裁判では、原則として20歳以上の者と同等の取扱いとなる（17歳以下の者であれば不定期刑となる→定期刑となる）。
- ・ 特定少年が逆送・起訴（略式手続きの場合を除く）された場合、犯人の実名・写真等の報道（推知報道）の禁止が解除される。

〈再犯防止等〉

- ・ 再犯の防止等の推進に関する法律が制定される（2016（H28）年）。
  - ・ 国及び地方公共団体は、再犯防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
  - ・ 国は、再犯防止に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずる。
    - ・ 国は、再犯防止推進計画を定めなければならない。
  - ・ 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定めるよう努めなければならない。



<参考：「保護観察に至る流れ」>



(参考)

- ・社会福祉士国家試験受験ワークブック 2023 [専門科目編] 中央法規出版(株) 2022年6月
- ・社会福祉士国家試験過去問解説集 2023 中央法規出版(株) 2022年5月